

シルバーケア城南 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

重要事項説明書

1. 法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 城南会
代表者名	理事長 飴谷 博
所在地・連絡先	(住所) 富山市太郎丸西町一丁目13番6 (電話) 076(491)3366 (FAX) 076(491)2852

2. 事業所の概要

名称	介護老人保健施設 シルバーケア城南
管理者名	施設長 宮本 裕子
所在地・連絡先	(住所) 富山市太郎丸西町一丁目6番6 (電話) 076(420)6363 (FAX) 076(420)6300
都道府県知事許可番号	1650180118

3. 事業の目的と運営方針

- (1) 病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態、若しくはかかりつけの医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた者に対し、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が訪問して訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスを提供します。
- (2) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、健康保険法及び介護保険法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように又利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とする。
- (3) 事業所では、利用者の有する能力に応じ訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、介護その他日常的に必要な医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指す。
- (4) 事業所は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたって地域の保健・医療・福祉サービスを提供する関連機関、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

4. 事業所の職員体制

従事者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
施設長 (医師)	1	1	0	利用者の病状及び心身の状況に応じた医学的対応
理学療法士	2	2	0	訪問リハビリテーション計画の作成と、機能訓練の実施と指導
作業療法士	5	5	0	
言語聴覚士	2	2	0	

5. 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０） 常勤で勤務（入所・通所と兼務）	勤務表による
理学療法士	正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０） 常勤で勤務（入所・通所と兼務）	勤務表による
作業療法士	正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０） 常勤で勤務（入所・通所と兼務） 時間短縮勤務（入所・通所と兼務） （８：２０～１６：２０）	勤務表による
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０） 常勤で勤務（入所・通所と兼務） 時間短縮勤務（入所・通所と兼務） （８：２０～１５：２０）	勤務表による

6. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、富山市内以下の小学校校区
光陽、堀川、西田地方

7. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から金曜日とする。

但し、国民の祝日、盆休２日間、１２月２９日から１月３日を除く。

営業時間：月曜日から金曜日、午前９時から午後５時。

8. 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

（１）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション	介護保険給付範囲内での在宅リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション	介護保険給付範囲内での在宅リハビリテーション

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

1 単位は 10.17 円 (富山市)

	単位	
	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーション費 (1 回)	3 0 8 単位/回	2 9 8 単位/回
サービス提供体制強化加算 (I) (1 回)	6 単位/回	6 単位/回
リハビリテーション マネジメント加算 (イ) (介護予防を除く)	1 8 0 単位/月	
リハビリテーション マネジメント加算 (ロ) (介護予防を除く)	2 1 3 単位/月	
※医師が利用者又はその家族に 説明した場合上記に加える	2 7 0 単位/月	
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所後、又は認定日から 3 月以内)	2 0 0 / 日	2 0 0 / 日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日、又は訪問開始日から 3 月以内)	2 4 0 / 日	
口腔連携強化加算 ※1 月に 1 回限り算定可能	5 0 単位/回	5 0 単位/回
退院時共同指導加算 ※当該退院につき 1 回に限る	6 0 0 単位	6 0 0 単位
移行支援加算 (介護予防を除く)	1 7 単位/日	

※ 1 回 2 0 分、1 週に 6 回を限度とします。退院・退所の日から起算して 3 月以内の利用者に対して週 1 2 回まで算定が可能です。

※ サービス提供体制強化加算 (I) は訪問リハビリテーションを利用者に提供する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち、勤続年数が 7 年以上の者が 1 人以上配置されている加算です。

※ リハビリテーションマネジメント加算 (イ) は訪問リハビリテーション計画を医師の明確な指示に基づいて作成・見直しし、リハビリテーション会議を 3 ヶ月に 1 回以上開催します。会議には医師が参加しますが、テレビ電話等の活用による参加も可能となります。また、訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告します。当事業所の理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が介護支援専門員を通じて、関連機関の事業者に対して情報提供を行い、かつ、関係機関の従業者や家族に対して居宅を訪問し指導及び助言を行った場合に算定となります。

医師の指示とは、目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、中止基準、負荷等のうちいずれか 1 以上の指示のことをいいます。医師は、3 月以上の継続が必要と判断する場合リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定介護予防サービスへの移行の見通しを記載します。

- ※ リハビリテーションマネジメント加算(ロ)は、(イ)に加え、訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。
- ※ 訪問リハビリテーション計画について、当該事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、1月につき270単位を加算します。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算の料金は病院・施設からの退院・退所、若しくは初めて要介護・要支援の認定を受けた認定日から、3月以内の期間に、1週間に2日以上、1日に20分以上訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーションは、病院・施設からの退院・退所、若しくは初めて要介護・要支援の認定を受けた認定日から、1月以内の期間に、1週間に2日以上、1日に40分以上、1月超3月以内は、1週間に2日以上、1日に20分以上）を行った場合に加算となります。介護予防訪問リハビリテーションを除いては当該加算の算定にはリハビリテーションマネジメント加算(イ)か(ロ)のいずれかを算定している必要があります。
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算の料金は、1週に2回を限度として算定されます。認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、その退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行い算定されます。
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定されます。当該評価を行うに当たっては、医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保しています。
- ※ 運営規程に定めている通常の事業実施地域を超えてサービスを提供する場合は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、所定単位数の5%を加算します。
- ※ 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算します。
- ※ その他の費用として、作業療法で使用する手工芸の材料や言語療法で使用する口腔ケア用品等については実費を頂く場合があります。
- ※ 移行支援加算は評価対象期間において訪問リハビリテーションを終了した者のうち通所系のサービスへ移行した者やその他社会参加に資する取り組みを実施した者の占める割合が一定以上となった場合に次の年度内に限り算定となります。
- ※ 料金の利用者負担の割合は、介護保険負担割合証に基づいて決まります。
- ※ ここでいう認定日は、要介護認定の効力が生じた日（新たに要介護認定を受けた者）のことをいいます。
- ※ 介護予防サービスにおける訪問リハビリテーションの減算について
介護予防サービスにおける訪問リハビリテーションを開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に、訪問リハビリテーションを行った場合のリハビリテーションの質の向上に向けた評価として、3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催しリハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有します。算定要件を満たさない場合、1回につき30単位を減算します。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口について

【事業者の窓口】 介護老人保健施設 シルバーケア城南	窓口担当者名：放出 直美 電話：０７６（４２０）６３６３ 受付時間：月～金 ８：２０～１７：２０ 苦情解決責任者 管理者 宮本 裕子
富山市役所 介護保険課	電話：０７６（４４３）２０４１～２０４４ 受付時間：月～金 ８：３０～１７：１５
富山県国民健康保険団体連合会（国保連）	電話：０７６（４３１）９８３３ 受付時間：月～金 ８：３０～１７：００
富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話：０７６（４３２）３２８０ 受付時間：月～金 ９：００～１６：００

10. 虐待に関する相談窓口について

【事業者の窓口】 介護老人保健施設 シルバーケア城南	窓口担当者名：放出 直美 電話：０７６（４２０）６３６３ 受付時間：月～金 ８：２０～１７：２０ 問題解決責任者 管理者 宮本 裕子
富山市役所 介護保険課	電話：０７６（４４３）２０４１～２０４４ 受付時間：月～金 ８：３０～１７：１５
富山県国民健康保険団体連合会（国保連）	電話：０７６（４３１）９８３３ 受付時間：月～金 ８：３０～１７：００
富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話：０７６（４３２）３２８０ 受付時間：月～金 ９：００～１６：００

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
②個人情報の保護について	事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12. 緊急時の対応について

事業者は、訪問リハビリテーションサービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

続柄 ()